

第104号議案 品川区印鑑条例の一部を改正する条例

1 改正の背景

令和5年6月9日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）による健康保険法（大正11年法律第70号）等の一部改正により、令和6年12月2日から、従来の健康保険の被保険証（以下「保険証」という。）の新規発行が停止され、健康保険等の被保険者資格の確認は個人番号カードを用いた電子資格確認により行うことを基本とし、電子資格確認を受けることができない者については、資格確認書により資格確認を行うこととされた。

令和6年12月1日以前に発行された保険証については、保険証廃止後、1年間（有効期間が先に到来する場合は有効期間までの間）、有効とみなす経過措置が設けられ、令和7年12月2日以降、完全廃止となる。

2 改正概要

保険証の廃止に伴い、印鑑登録の申請の際における本人推定書類の見直しを行い、条例を整備する。

【現行】

本人推定書類として、「健康保険証、年金手帳、社員証、学生証その他本人であることを推定させる書類」が定められている。

【変更後】

- ・第5条の、「健康保険証」の記載を削除し、「健康保険の資格確認書」を加える。
- ・付則に、公布の日から本条例を施行する旨を定める。

3 新旧対照表

別紙参照

4 施行期日

公布の日から施行する。

品川区印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○品川区印鑑条例 昭和50年3月25日条例第12号 (登録申請の確認) 第5条 区長は、印鑑登録の申請があつたときは、当該登録申請者またはその代理人（以下「登録申請者等」という。）が本人であることおよび当該申請が当該登録申請者の意思に基づくものであることを確認しなければならない。 2 前項の規定による確認（以下「本人確認」という。）は、登録申請者が自ら申請した場合にあつては、当該申請の際に次の各号に掲げる方法のいずれかによつて行うものとする。 (1) 運転免許証、旅券その他官公署の発行した免許証、許可証または身分証明書であつて区長の定めたもの（以下「身分証明書」という。）を提示させること。 (2) 東京都の区市町村において既に印鑑の登録を受けている者に、その印鑑登録証明書を添えて、登録申請者が本人であることを書面で保証させること。この場合において、保証した者が品川区において印鑑の登録を受けているときは、印鑑登録証明書の添付を要しない。 3 区長は、前項の規定により本人確認を行うことができない場合は、当該申請の際に<u>健康保険の資格確認書</u>、年金手帳、社員証、学生証その他本人であることを推定させる書類（以下「本人推定書類」という。）を提示させ、かつ、郵送その他区長が適当と認めた方法により登録申請者に対して文書で照会し、その回答書および身分証明書または本人推定書類（以下「回答書等」という。）を登録申請者に持参させることによつて、本人確認を行うものとする。 4 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録申請者に質問をし、それに回答させることによつて、本人確認を行うことができる。	○品川区印鑑条例 昭和50年3月25日条例第12号 (登録申請の確認) 第5条 区長は、印鑑登録の申請があつたときは、当該登録申請者またはその代理人（以下「登録申請者等」という。）が本人であることおよび当該申請が当該登録申請者の意思に基づくものであることを確認しなければならない。 2 前項の規定による確認（以下「本人確認」という。）は、登録申請者が自ら申請した場合にあつては、当該申請の際に次の各号に掲げる方法のいずれかによつて行うものとする。 (1) 運転免許証、旅券その他官公署の発行した免許証、許可証または身分証明書であつて区長の定めたもの（以下「身分証明書」という。）を提示させること。 (2) 東京都の区市町村において既に印鑑の登録を受けている者に、その印鑑登録証明書を添えて、登録申請者が本人であることを書面で保証させること。この場合において、保証した者が品川区において印鑑の登録を受けているときは、印鑑登録証明書の添付を要しない。 3 区長は、前項の規定により本人確認を行うことができない場合は、当該申請の際に<u>健康保険証</u>、年金手帳、社員証、学生証その他本人であることを推定させる書類（以下「本人推定書類」という。）を提示させ、かつ、郵送その他区長が適当と認めた方法により登録申請者に対して文書で照会し、その回答書および身分証明書または本人推定書類（以下「回答書等」という。）を登録申請者に持参させることによつて、本人確認を行うものとする。 4 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録申請者に質問をし、それに回答させることによつて、本人確認を行うことができる。

改正後	改正前
(1) 前項の場合において、登録申請者が当該申請の際に本人推定書類を提示できないとき。 (2) 前2項の規定により登録申請者が提示した身分証明書または本人推定書類が真正であることを確認できないとき。 (3) その他区長が必要があると認めたとき。 5 前2項の規定は、代理人が申請し、または回答書等を持参する場合について準用する。この場合において、第3項中「<u>健康保険の資格確認書</u>」とあるのは「身分証明書または<u>健康保険の資格確認書</u>」と、前項第1号中「本人推定書類」とあるのは「身分証明書または本人推定書類」と、同項第2号中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。 6 区長は、第3項の規定による照会に対し、区長の定める期間内に回答書等の持参がないときは、当該申請に係る印鑑の登録をしてはならない。 <u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	(1) 前項の場合において、登録申請者が当該申請の際に本人推定書類を提示できないとき。 (2) 前2項の規定により登録申請者が提示した身分証明書または本人推定書類が真正であることを確認できないとき。 (3) その他区長が必要があると認めたとき。 5 前2項の規定は、代理人が申請し、または回答書等を持参する場合について準用する。この場合において、第3項中「<u>健康保険証</u>」とあるのは「身分証明書または<u>健康保険証</u>」と、前項第1号中「本人推定書類」とあるのは「身分証明書または本人推定書類」と、同項第2号中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。 6 区長は、第3項の規定による照会に対し、区長の定める期間内に回答書等の持参がないときは、当該申請に係る印鑑の登録をしてはならない。